

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第36回 人権擁護活動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 井上 壮太郎 (63 期)

1 人権擁護委員会の設置

日本国憲法が基本的人権の保障を根幹の一つとし、昭和24年9月施行の現行弁護士法1条に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と明記されたことによって、人権擁護は、明文上も弁護士の第一義的な使命となりました。

弁護士会は、戦後になって初めて組織として人権擁護活動を開始しましたが、弁護士会による人権擁護活動の特徴は、法律専門家たる弁護士のみによって構成され、何人にも指導監督を受けることなく活動することができる点にあります。当会は、現行弁護士法の施行に先立ち、昭和23年5月に人権擁護委員会を設置し、いち早く活動を開始しました。

2 判検事弾劾委員会の設置

人権擁護に関し、基本的人権に関わる職務に従事する判事や検事の非違を監視することも弁護士会の役割であるとされ、当会は、昭和23年9月に判検事弾劾委員会を設置し、判検事等の非違を調査し、決議や警告を発する等の活動を行いました。

著名な刑事事件である三鷹事件では、昭和30年6月22日の判決期日における田中耕太郎裁判長による訴訟指揮について、弁護人の発言を禁止するのは弁護権を侵害するものであるとして、是正を求める非難決議を採択しました。

その後も判検事弾劾委員会は活動と実績を積み重ねていましたが、係属事件数が減少し、判検事の非違調査等については人権擁護活動全体の中で行うことになったため、昭和35年に活動を停止しました。

3 刑事手続に関する活動

現行憲法が刑事手続、特に逮捕・勾留について厳し

い要件を設けたのは、明治憲法下において逮捕・勾留を利用した弾圧が行われてきたことが理由の一つでした。しかし、戦後においても、保釈請求後決定までに1週間から10日かかる等、保釈の権利性は運用上認められておらず、警察署（代用監獄）での接見に立会人が付けられる等、弁護人の接見交通権の保障も不十分なものでした。これに対し、人権擁護委員会は、昭和24年に、保釈決定の遅延や立会人付接見の改善を求める決議を行いました。

さらに、当時、警察署、検事局、裁判所に提出した弁護人選任届が紛失するという事態が相当数発生していたようですが、人権擁護委員会は、この問題についても関係当局に是正を要求し、また、捜査当局が代用監獄を濫用し、虚偽の自白を強要する手段として、これを阻止するよう日弁連に働きかけました。

4 国際問題・法制度に関する活動

昭和27年、韓国が設定した「李ライン」により日本の漁民が不当に拿捕・抑留された問題に対し、当会は、日弁連人権擁護委員会総会において、韓国への反省と漁民の即時解放を求める宣言を提案し、修正の上で採択されました。

昭和29年、日本国政府は、アメリカとの間で相互防衛援助協定（MSA協定）を締結し、これに伴う防衛秘密保護法も成立・施行されました。これに対し、当会は、防衛秘密保護法が言論・出版の自由を脅かすとして、関係当局に慎重な対応を求める決議案を日弁連の人権擁護委員会に提案しました。

このように、当会の人権擁護委員会は、人権擁護に関して、様々な活動を行ってきたのです。